

放送の再送信とその権利処理に関する一考察

杉村 晃 一

【要旨】 ケーブルテレビによる放送の再送信は、有テレ法による同意と著作権法による許諾のもとに行われる。その権利処理は、地上波放送については蛇口処理、CS放送については元栓処理である。ケーブルテレビにおける著作権処理の実態を考察し、特に、地上波の再送信に適用される「5団体契約」について、歴史的経緯を踏まえて、そのカバーする範囲及び内包する問題点を明確にする。情報の伝達路の複数化である再送信を、公正かつ公平な権利処理により著作権上のリスク無く行うためには、著作者の権利を許諾権から報酬請求権にすることと、放送事業者による元栓処理が不可欠である。

【キーワード】 著作権、著作隣接権、放送事業者、有線放送事業者、再送信、ケーブルテレビ、IPマルチキャスト放送、地上波、CS放送、権利処理、元栓処理、蛇口処理、許諾権、報酬請求権、5団体契約、区域外再送信

1. はじめに

情報が発信者からユーザーの手元に届くまでに複数の伝達手段を経由する場合がある。

放送が視聴者に届けられるまでも、ケーブルテレビを経由したり、共聴施設から各戸へ有線で分配されたりすることが多い。最近では地上波放送のデジタル移行との関連から、IPマルチキャスト放送事業者による放送の再送信の位置づけをめぐり、著作権法改正の動きが加速している。

視聴者にとっては、今見ている放送がどのような経路を通過して伝わってきているかを意識することはあまりないが、著作権法上は、仔細に観察すべき現実があり、課題がある。

そこで、本稿では都市型ケーブルテレビにおける放送の再送信を中心に、再送信をめぐる放送と有線放送の関係の現状と課題を、2006年10月までの動きを加味して考察する。

2. 再送信をめぐる法制度の概要

2.1 放送事業者による再送信の同意と著作権法上の許諾

放送を有線放送で再送信するにあたっては、テレビ放送の場合は「有線テレビジョン放送法」(有テレ法)¹⁾、ラジオ放送の場合は「有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律」(有ラ法)²⁾、それに加えて著作権法³⁾が関係する⁴⁾。ケーブルテレビ局などの有線放送事業者が放送を再送信しようとするときには、有テレ法等の規定により、放送事業者から再送信の同意を得なければならない。おおまかにいえば、放送事業者は、再送信同意の申請に対し、著作権の取り扱いなどについて一定の条件をつけた上で、有テレ法、有ラ法上の同意をしているのである。以下は、テレビの再送信を中心に論を進めることとする。

再送信とは、有テレ法の規定等⁵⁾を勘案すると、有線放送事業者が「放送を受信し、放送番組に変更を加えないで、同時に送信すること」をいうと定義することができるが、放送事業者は再送信の同意に当たって、さらに、「放送開始から終了まですべての番組を再送信すること」「放送の休止時間があるときも、有線放

送側のそのチャンネルを他に利用しないこと」を条件としているので、本論を進めるに当たっては、「放送を受信し、放送番組に変更を加えないで、そのすべての放送を、放送と同時に送信すること」と再定義しておきたい。すなわち、再送信とは「同時、丸ごと、無変更」であり、任意の一定時間のみ再送信するようないわゆる部分再送信⁶⁾や、いわゆる異時再送信⁷⁾については、一般的な再送信とは別の考え方での対応が必要である。

NHKや地上波民放の放送事業者⁸⁾は、再送信同意に当たって、放送や放送番組の著作権法上の扱いについても条件をつけている。各社表現が違っても構わないが、趣旨は「有線放送される放送番組の中に含まれる、有線放送にかかる著作権等の第三者の権利について、その権利処理が必要な場合には、有線放送事業者がその責任において行うこと」という条件である。この条件の下に、放送事業者は著作隣接権者としての有線放送の許諾(自らが著作権者である場合の個別の番組に関する自らの権利についての有線放送の許諾も含まれている、少なくともその権利行使をしていない状況にあると推察される)を無償で行っている。

再送信の同意は、有テレ法に基づく同意と、著作権法上の著作隣接権者としての許諾をかね、かつ、著作権処理について条件を付しているのである。

2.2 放送の再送信にかかる著作権法上の権利

2.2.1 著作者の権利

著作者は著作権法23条により公衆送信権を持つ。公衆送信とは、放送、有線放送、自動公衆送信等を含む上位概念であって、通常、権利の行使は、放送、有線放送、自動公衆送信と別々に行われる。

放送と有線放送の違いは無線と有線との違いであり、WIPO著作権条約では区別されていないが、わが国では保護の対象など著作権法上の取り扱いが異なっていることから区別されている⁹⁾。自動公衆送信とはインターネット上などで特徴的にみられるインタラクティブな公衆送信であり、同一の内容が同時に受信されることを目的とした放送や有線放送とは区別される。

著作者の権利の行使は、他人にその著作物の利用を許諾することによって行われる(63条1項)¹⁰⁾。また、「許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる」(同2項)とあることから、著作者は許諾にあたりその利用方法及び範囲について条件を付することができるものとなっている。

放送の再送信について、著作者が放送と有線放送を別のものとして権利行使をしているのは以上のようなことからである。

2.2.2 映画の著作物と権利

テレビで放送されるコンテンツのほとんどは、著作権法上は「映画の著作物」といえる。

映画の著作物の権利構造については、筆者は図1のように、「制作系」「原作系」「借り物系」から成り立つと説明するのが分かりやすいと考えている¹¹⁾。

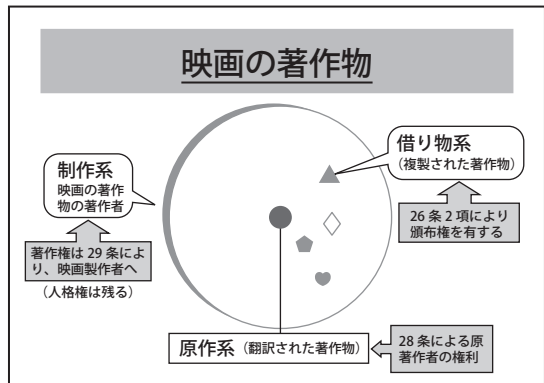


図1 映画の著作物

映画の著作物とは、野球やテニスの硬球ボールのようなものである。芯になるもののうえに糸を巻いて皮をかぶせて、きれいに縫い上げてボールが完成する。糸を巻くときに補強のためにさまざまな詰め物をすることもある。著作権法16条の規定に照らして説明すれば、「原作系」とはその映画に翻案された著作物、すなわち、原作と脚本のことである。それに糸巻き等の作業をしてボールを完成させることが、映画の著作物の制作であり、その全体的形成に創作的に寄与した者が映画の著作物の著作権者(モダンオーサー)である。そして、「借り物系」とはその映画の著作物のために許諾

を得て複製された著作物である。借り物系は千差万別である。多くのコンテンツに使われるものとしては音楽がある。講義番組における講師についても、言語の著作物を許諾を得て複製していると考えればよい。

権利の行方についてである。制作系(モダンオーナー)の著作権は映画製作者に法定帰属する。原作系については二次的著作物の原著作者として映画製作者と同一の権利を保有する(28条)。また、借り物系の著作物については26条2項により頒布権を有する。すなわち当該映画の著作物について、映画製作者、原作系、借り物系それぞれの著作物は、表現は違っても同等の権利を有する¹²⁾。

なお、再送信に関しては、映画の著作物が29条1項という一般的な映画の著作物であるか、2項にいう放送事業者が放送のための技術的手段として製作した映画の著作物かを区別する必要はない。なぜなら、29条2項の著作物であっても放送される映画の著作物を有線放送する権利は映画製作者に明文的に帰属しているからである。

2.2.3 著作隣接権

放送の再送信には、著作隣接権者としての放送事業者の有線放送権(99条)が及ぶ。この権利については有線法上の再送信同意に当たり、セットで許諾をしていることは先に述べた。

実演家の放送権及び有線放送権に関しては、再送信のように、放送される実演を有線放送する場合にはその権利が及ばない(92条2項1号)。

商業用レコードの二次使用の問題は再送信には関係しない。二次使用料を支払わなければならない場合の規定(95条、97条)において、放送を受信して有線放送を行った場合は除かれている。¹³⁾

2.2.4 著作隣接権者としての有線放送事業者

再送信している放送について、有線放送事業者は何の権利も持たない。著作隣接権者として保護を受ける有線放送の範囲から、「放送を受信して行うもの」は除かれているからである(9条の2)。ケーブルテレビ側から見れば、再送信は、同意を得、許諾を得て行っている

に過ぎない、単なる利用者の立場に立つものである。

2.3 有線放送事業者による権利処理

再送信の同意に当たり、「第三者の著作権等について、権利処理が必要な場合は有線放送事業者の責任で行うこと」という条件がつけられているので、再送信を行う側は、38条2項(営利を目的としない有線放送)の規定に該当する場合を除き、権利処理の義務を負う。なお、いわゆるマストキャリー一条項(99条)は、放送事業者の有線放送権が制限されるだけであって、著作者の権利は制限されない。

山間部や共同住宅の共聴設備のように放送のみを再送信する施設は38条2項が適用されるものも多いが、都市型ケーブルテレビの場合は非営利とは認められず権利処理が必要である。

ケーブルテレビが行う権利処理は、一口で言えば、ケーブルテレビの団体¹⁴⁾が権利者団体と結んだ協定に基づいて個別のケーブルテレビ局(業界では「オペレーター」といういいかたをすることも多い)が権利者団体と契約を結ぶという形で行われている。

この詳細やそれが内包する問題等は後に詳述することとするが、考察の一助として、ケーブルと著作権に関する歴史を振り返っておこう。

3. ケーブルテレビと著作権の歴史

3.1 共同受信施設として誕生したケーブルテレビ

日本のケーブルテレビの歴史は1955年群馬県伊香保温泉に始まるとするのが定説である。その2年前に東京で始まったテレビ放送を受信するために、伊香保温泉近くの山の上に共同受信施設を設け、そこから各旅館に配線した。地元を受け皿として伊香保テレビ共同聴視組合が結成され、共同受信方式の実験として始まった事業がこの組合に引き継がれた。

その後、テレビ局も各地で開局し、共同受信施設も増えていくことになるが、その運営は組合方式であった。

3.2 ニューメディア時代の新秩序

著作権法(新法)の成立は1970年、有線テレビジョン

放送法の成立は1972年である。

ケーブルテレビの世界では、1970年になると(財)東京ケーブルビジョン、(財)京阪神ケーブルビジョンが誕生するとともに、各地に株式会社の組織が誕生する。ケーブルテレビがニューメディアといわれ、第1次CATV¹⁵⁾ブームとも言われる時代の始まりである。

このニューメディアの特徴は、放送の再送信のみならず自主放送を加えた多チャンネルであること、また、再送信についてもその地で通常見ることのできない放送の再送信(区域外再送信)を行うところまでできたことである。将来の可能性を秘めたビジネスの誕生でもあった。

業界団体結成の準備も進み、1972年には公益法人日本有線テレビ連盟設立準備委員会が発足し、翌1973年には著作権団体連合会と著作権使用料の協議を行っている。

3.3 有線放送事業者が著作権隣接権者となる

1986年の著作権法改正では、有線送信に関する規定の整備が行われるとともに、有線放送事業者が著作権隣接権者となり保護の対象となった。いわゆるデータベースとニューメディア対応のための著作権法改正である。改正にあたっては、ケーブルテレビはニューメディアのひとつとして捉えられ検討が加えられた。

1985年9月に公表された「著作権審議会 第7小委員会(データベースおよびニューメディア関係)報告書」¹⁶⁾(本稿では以下「第7小委員会報告書」と略記する)では、有線系ニューメディアとして、CATV、ビデオテックス、VRSが検討の対象とされている。

CATVについては、その業務内容を次のように分類している。

放送の再送信	区域内再送信 区域外再送信
自主放送	自主制作番組によるもの 供給番組によるもの

また、CATVの著作権処理については、「4 著作権処理等の現状と問題点」と題する項目を設けている。同時再送信については「権利者5団体が日本放送作家

組合を窓口団体として包括許諾で個々のCATV事業者に許諾を与えている」と現状を認識し、「現在の権利処理の方法は現実的である」として特に課題に言及していない。一方、自主放送については、「都市型のCATVの発展のためには、著作権処理のルールの確立が緊急の課題となっている」とした上で、「文化庁に実務者及び学識経験者からなる「ニューメディア(CATV)における著作権等の処理の在り方に関する調査研究協力者会議」が設けられ現在検討を行っている。この会議における検討結果をも踏まえて早急に関係団体の間において適切なルールづくりが行われる必要がある」と指摘している。

さらに、この報告書はケーブルテレビの将来性について、「CATVがニューメディアとして注目されてきたのは、CATVの持つ多チャンネル性と双方向性が新しい多様なサービスを可能にするものとして考えられるようになったからである。CATV施設でもいわゆる「都市型」といわれるものは、大規模、多チャンネルの施設で、既に10施設が設置について許可されており、現在業務を開始すべく準備中である」とし、コンテンツの供給についても、「アメリカのCATVが衛星により番組を供給せられることによって飛躍的に発展したように、昭和63年春の輸入通信衛星の運用開始を手始めとして、わが国においてもそのような方法により番組の供給が行われ、それに伴いCATVが発展することも予測される」としている。

すなわち、現在の姿のケーブルテレビを廻る法制等の基本的なスキームは1970年代前半にでき、さらに、1986年の著作権法改正をもってそれが完成したといえよう。ただし、この時代まだ衛星放送はなかった。放送が大きく変化するのはその後のことである。

筆者が不思議に思うことがひとつある。著作権法上、何の権利も持たない者が著作権隣接権者として遇されることになることはケーブルテレビ史上特筆すべき出来事ではなかったのかと思うのだが、ケーブルテレビ関係者側の資料の中にその意義についての記述が、ほとんどといっていいほど、見出せないのである。1986年の著作権法改正が、必ずしもケーブルテレビ事業者の切実な願いや運動の結果としてもたらされたものではな

いのではないかと、ふと想像するのである。

3.4 ケーブルテレビの自主放送

自主放送という言葉は、放送の再送信以外のサービスをさす言葉として使われ始めた。地域のニュースや情報を自ら取材して放送したり、外部からコンテンツを調達して放送したりする、いわゆるコミュニティーチャンネルがその始まりである。

1980年代になっていわゆる都市型ケーブルテレビ¹⁷⁾が登場し、本格的な多チャンネル時代が到来すると、ひとつのチャンネルをすべて外部調達コンテンツで埋め尽くす、そんなチャンネルがたくさん並ぶものとなってゆく。

発展するケーブルテレビに対してコンテンツの安定的供給の確保のために、コンテンツの供給者(サプライヤーともいう)の組織として任意団体のCATV番組供給者協議会¹⁸⁾が1984年に設立された。この組織には、NHK、民放連、映連等が参加し、その傘下の各社も個別に参加した。著作権部会の活動にも放送局の著作権関係者が実質的に関与している¹⁹⁾。

ケーブルテレビに対するコンテンツの供給は、初期はビデオパッケージによる供給であったが、1989年に、スペースケーブルネットと呼ばれる通信衛星を利用したケーブルテレビ向けの番組供給が始まる。このことによりチャンネル丸ごとの供給がたやすくできることとなった。

ここでいうコンテンツの供給とは、それが番組単体であれチャンネル丸ごとであれ、有テレ法の再送信同意とは関係のない、単純にビジネスとしてのコンテンツの販売であり購入である。

1992年、放送法の改正を受けて通信衛星を利用したCS放送が始まり、サプライヤー6社が委託放送事業者としての認定を受ける。スペースケーブルネット事業者から委託放送事業者への変身は、いままでケーブルテレビを経由してしか視聴者に届かなかったコンテンツを、契約さえすれば直接受信も可能にしたものである。サプライヤーとオペレーターの関係ではコンテンツ受け渡し手段の変更でも、取り扱うコンテンツの変更でもなかった²⁰⁾。

CS放送の開始を受けて、郵政省(当時)は、サプライヤーとオペレーターの関係において、制度が通信から放送に変わったのだからと、有テレ法の再送信同意を出すように迫った。そこで委託放送事業者は、有テレ法の再送信同意をするに当たり、著作権法上の許諾条件として従前の取引条件をそのままとすることとした。「別途契約を結ぶこと」を条件に再送信の同意をしたのである。

ここに、有テレ法上は再送信、取引上は番組供給という新たな形がスタートした。

その後CS放送は多チャンネル化を続け、ケーブルテレビ局は自らの保有チャンネル数に合わせてその中の任意のチャンネルを選択し、契約に従って、有テレ法上の再送信を行っている。

3.5 現況

総務省の発表²¹⁾に寄れば、2005年3月末現在、自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は1788万世帯、世帯普及率は35.9%である。施設数は718、事業者数は547である。ケーブルテレビの施設には、このほかにも再送信のみを行う施設もあり、カバーする世帯数はケーブルテレビ全体で2605万世帯(52.3%²²⁾)である。

全世界帯の半数がケーブルテレビを通じてテレビ放送を見ているということは、放送局にとって情報の伝送路としてケーブルテレビが欠かせないものとなっていることであり、また、ケーブルテレビにとっても放送の再送信は、欠かすことのできないキラーコンテンツとなっている²³⁾ということである。

ケーブルテレビの経営形態も初期とは変化しており、MSOと呼ばれる全国規模の統括運営会社も出現している。また、ヘッドエンドの共有、自主制作番組の交換など、さまざまな形での協同、協業のネットワークも構築されている。

個別事業者の規模も、資本金、従業員数などで小規模の放送事業者を上回るころもあり、「放送事業者 > 有線放送事業者」という式はもはや成り立たなくなっている。

また、業務内容としても、有線放送事業にとどまら

ず、インターネット接続事業、電話事業など、同じインフラを利用したトリプルプレイとかフルサービスといわれるサービス形態をとっているところも多くなっている。

4. ケーブルテレビにおける権利処理

4.1 理解しておくべき一般論としての権利処理

権利処理とは、著作物等について著作権者等からその利用の許諾を得る行為である。たいていの場合、その対価の問題を内包する。また、実務上は肖像権などの著作権以外の権利についての許諾交渉を含めて権利処理ということが多い。

権利処理とは著作者と利用者との関係の中で発生する行為である。著作者が自分の著作物を自分で利用するのは、「煮て食おうが焼いて食おうが自由」である。小説家が新作を雑誌に発表するとき、音楽家が新曲をレコーディングするとき等、最初の公表についてはあまり「権利処理」という言葉は使われない。権利処理という言葉が使われるのは、もっぱら既に公表された著作物についての利用が図られるときである。映画の著作物のように権利者が多岐にわたる場合、音楽のように著作物の種類としては同じであっても多くの著作者の作品を利用したい場合等によく使われる。昨今では、特に放送コンテンツの目的外利用のための権利処理が話題になっている。

権利処理は、利用を許諾する側が行っても利用する側が行ってもかまわない。前者を元栓処理、後者を蛇口処理ということもある。通常の映像コンテンツビジネスにおいては、利用を許諾する側が内包する第三者の権利処理をしたうえで、利用目的を限定して許諾する。ただし、音楽については例外があり、録音権処理は元栓処理だが、広義の演奏権の処理は蛇口処理である。

放送コンテンツに即していえば、ビデオパッケージ商品にする場合や博物館の上映用ビデオにする場合には放送局側(関連会社等を含む)が、内包する第三者の権利についてもその目的に必要な限度において権利処理し供給している。番組販売として他の放送局にコンテンツを売る場合も同様であるが、この場合は、

音楽の放送利用(広義の演奏権)については、買った側の放送局が処理することになる。

一方で、財団法人放送番組センターへの番組提供等、公共的な目的でのコンテンツ供給に当たっては、そのコンテンツに内包される第三者の権利については利用する側が権利処理することを条件に、自らの権利について許諾している場合もある。放送の有線放送での再送信についてもこの蛇口処理方式である。

なお、放送番組の目的外利用の一般論をするときには、実演家及び商業用レコードの権利にかかわることが大きな問題として存在するが、本論の再送信には関係が薄いので詳述しない。

4.2 ケーブルテレビにおける権利処理

ケーブルテレビにおける権利処理は、「放送の再送信」に係る権利処理と「自主放送」に係る権利処理に大別される。大まかに言えば、前述の「第7小委員会報告書」が認識している権利処理システムがそのまま機能している。

4.2.1 テレビ放送の再送信

放送の再送信については、有線法上の同意を得ると同時に、放送に含まれる第三者の権利については有線放送事業者が権利処理することを条件に、放送事業者の権利(著作隣接権、著作権を含む)について許諾を得ている。放送事業者自身は自分の権利について対価を要求していない(ただし、「当面」などと条件をつけてはいることが多い)。

有線放送事業者が行う権利処理については、日本有線テレビジョン放送連盟(日本ケーブルテレビ連盟の前身)が国内の権利者団体と交渉し、いわゆる「5団体契約」²⁴⁾と呼ばれる包括許諾システムを1975年に作り上げ、それが現在も続いている。

5団体とは日本音楽著作権協会(JASRAC)、日本シナリオ作家協会、日本文芸著作権保護同盟(現在は日本文芸家協会に引き継がれている)、日本放送作家組合(現在の日本脚本家連盟、略称・日脚連)、日本芸能実演家団体協議会(芸団協)である。各オペレーターは、日脚連を窓口にして5団体と「テレビ同時再送信契約」を結

び包括的な許諾を受ける。

契約書は1本であるが、実演家は放送の再送信には権利がないため、芸団協については「補償金」、他の4団体については許諾の対価としての「使用料」となっている。使用料と補償金を合計して1チャンネルあたりいくらという計算方法であり、支払の窓口も日脚連である(本稿では以下まとめて「使用料」という)。

使用料は、前年度のケーブルテレビの利用料収入を元に、次の計算式による。

- ・A 区域内再送信 1波につき 0.015%
- ・B 区域外再送信 1波につき 0.09%
- ・A+Bの合計の限度を 0.35%とする。

なお、5団体契約に含まれる放送の範囲は、地上波テレビとアナログBS放送²⁵⁾である。CS放送の再送信は含まれない。契約期間は1年。自動更新である。

4.2.2 ラジオ放送の再送信

ラジオ放送の再送信については、音楽についてのJASRACとの取り決めと、音楽以外の著作物についての取り決めの2本立てとなっている。

音楽以外の著作物については、上記5団体のうちJASRACを除く4団体との包括許諾契約(「4団体契約」)を各オペレーターが日脚連を窓口に締結している。

使用料は、テレビと同様に、前年度の利用料収入を元に次の計算式による

- ・A 区域内再送信 1波につき
 $0.015\% \times 10 / 100$
- ・B 区域外再送信 1波につき
 $0.09\% \times 10 / 100$
- ・A+Bの合計の限度を $0.35\% \times 10 / 100$ とする。
音楽については後述する。

4.2.3 自主放送の権利処理

4.2.3.1 自主制作番組の有線放送のための権利処理

ケーブルテレビ局が自主制作番組を制作するに当たって、他人の著作物等を利用する場合には、すべて、個別に権利者から「有線放送の許諾」を求める必要がある。ただし、有線放送事業者は著作隣接権者であり、商業用レコードの利用については、二次使用料の支払

い義務はあるが許諾を得る必要はない。

4.2.3.2 供給番組による有線放送のための権利処理

供給番組は原則としてサプライヤーが権利処理(元栓処理)を行ったものを供給するので、オペレーターが権利処理をしなければならないのは音楽の演奏権(正確に言えば「音楽の有線放送利用」の権利処理)のみである。

サプライヤーは、ケーブルテレビへの番組供給を円滑に行うために、権利者団体との間に協定²⁶⁾を結んでいる(この協定は再送信とは無関係)。

4.2.4 ケーブルテレビにおける音楽利用に関する権利処理

ケーブルテレビにおける音楽利用については、権利処理の方法が2本立てとなっている。

「5団体契約」が適用されるテレビ放送の再送信と、それ以外のもの(前述のラジオ放送の再送信、自主制作番組、供給番組の演奏権処理)との2本立てである。

後者については、日本CATV連盟(当時)とJASRACの覚書(1988年3月締結)に基づき、各オペレーターとJASRACの間で利用許諾契約を結ぶシステムになっている。ケーブルテレビの収入および運用するチャンネル数などを元に一定の計算式により計算し、当該年度には前年度分の使用料を支払うものである。連盟とJASRACの間では、その後も何度か確認書が取り交わされ、契約のカバーする範囲や計算式の細部についての部分的な見直しが行われている。

2001年、著作権等管理事業法の成立を受けて、ケーブルテレビ連盟では、会員社から交渉代理権委任状を取り、各オペレーターとJASRACの間で改めて利用許諾契約を結びなおすことと整理するとともに、平成14年度、15年度分の使用料をまとめた。収入と運用チャンネル数に基づく一定の計算式によることには変わらないが、ここに、JASRAC、ケーブルテレビ連盟、オペレーターの三者の関係は再整理されたとも見るべきであろう。ただ、この再整理に基づく実務は、後述の不払いケーブル訴訟事件の影響で作業の一部中断を余儀なくされる等の滞りが出ている。

4.2.5 ケーブルテレビにおける権利処理の整理

ケーブルテレビにおける有線放送事業の現況と権利処理の現状を、「第7章委員会報告書」の区分と関連付けながらまとめたものが表1である。

また、テレビの再送信、ラジオの再送信それぞれについて、再送信されるコンテンツごとに、その権利関係を考察したものが、表2、表3である。作表に当たっては、論理的な重複を恐れずに、「出演者」の欄を作りその出演内容を細分したり、放送局の立場の欄を設けたりして、より具体的に権利処理がイメージできるよう心がけた(表は、巻末に、まとめて掲載)。

5. 再送信をめぐる課題

5.1 不払いケーブル訴訟事件が開けたパンドラの箱

2001年、著作権料の不払いを続けるケーブルテレビ事業者に対して、一連の民事訴訟が起こされた。被告となったのは埼玉県で行田ケーブルテレビ株式会社、千葉県成田ケーブルテレビ株式会社、銚子テレビ放送株式会社の3社である。原告は「5団体」とJASRACである。

被告3社は、いずれも1990年から1992年にかけて開局したケーブルテレビ局である。3社とも、テレビ再送信のための「5団体契約」とラジオ再送信のための「4団体契約」の締結はしていたが、使用料を支払っていなかった。また、3社のうち行田ケーブルは「JASRAC契約」を締結していたが使用料は未払い、成田と銚子は「JASRAC契約」そのものもしていなかった。

そこで、5団体契約等に基づく平成11年度分までの使用料を支払えというのがいわゆる「5団体訴訟」、JASRACが契約社には使用料の支払、未契約社には損害または不当利得返還請求、および管理著作物の使用差し止めを求めたのがいわゆる「JASRAC訴訟」である。個別の訴訟ではあるが互いに密接な関係にあるので審理は同時進行で行われた。(本稿では、一連の訴訟全体を「不払いケーブル訴訟事件」と総称し、「5団体訴訟」「JASRAC訴訟」という言葉その内容を表す言葉として使用することにする²⁷⁾。

この事件、ごく単純化してしまえば、控訴審で知財

高裁が、「契約は有効だから、ちゃんと支払え」と判断したもの(2005年8月30日判決。その後確定²⁸⁾)に過ぎないが、一審では被告勝訴の部分が多くあったり、また、被告3社の属する日本ケーブルテレビ事業協同組合(JCBC)が自らの問題としてキャンペーン活動²⁹⁾を行ったりと、ケーブルテレビ業界内に大きな波紋を起こした事件となった。

筆者にとっては、現代社会においてメディアとしての認知度の高いケーブルテレビ業界の中に、いまだ著作権料の未払いというおよそ非近代的な出来事が存在していたことに驚くとともに、世間一般には安定的に行われていると見えていた再送信に関する権利処理について、そこに問題があることを改めて世に知らしめした、まさに、「パンドラの箱を開けてしまった」との印象を持つ事件であった。

以下、この「不払いケーブル訴訟事件」の審理の過程で争点とされたこと等にも触れながら、再送信をめぐる著作権上の課題をあぶりだしたい。

5.2 有線放送事業者による権利処理は可能なのか

5.2.1 有線放送事業者による権利処理は公平に行われているのか。

テレビ放送の再送信について、有線放送事業者は「放送番組の中に含まれる第三者の権利は有線放送事業者の責任で権利処理をすること」という放送事業者からの許諾条件にしたがって、「5団体契約」により包括的な許諾を受けている。

契約には、その契約がカバーする範囲がある。「5団体契約」が明らかにカバーしているのは地上波テレビ放送とアナログBS放送である(筆者の取材からは、デジタルBS放送については、協議中でありペンディングとの認識を示す関係者が多い)。対象となる著作物の範囲は、それぞれの団体が「コントロールを及ぼしうる範囲に属するもの」である。

「5団体契約」にCS放送の再送信が含まれるか否かについては、不払いケーブル訴訟事件の5団体訴訟で争われ、1審の東京地裁は「有テレ法上の再送信であるから、再送信の権利処理について取り決めた5団体契約に含まれる」との趣旨の判断を示し、知財高裁は、

事実認定の問題として「含まれない」との判断をした。筆者は、そもそもこのような争いが起こったこと自体、契約の当事者が、その時々に応じて契約のカバーする範囲を文書により明確にしておかなかったから生じたものであり、既に述べてきた経緯からしても知財高裁の判断を妥当と考えるものである。CS放送の再送信について有線放送事業者が権利処理の義務を負うのは、音楽の有線放送利用(広義の演奏権)の権利処理のみである。したがって、以降、テレビ放送の再送信とは、特段の注釈をつけない限り、地上波テレビについて(あるいは、地上波テレビにBS放送を含んだ範囲について)述べていくこととする。

テレビが放送する映画の著作物の再送信については、映画の製作者以外にも原作系、借り物系に含まれるすべての著作物の権利が働くことは既に述べた。テレビには生放送もある。生放送は固定要件にかけるので映画の著作物には該当しないが、許諾を得て放送されている著作物は多々含まれる。当然のことながらこれらの著作物にも、放送の許諾権とは別に有線放送の許諾権がある。放送コンテンツの中に含まれる著作物は、小説家、脚本家、音楽家に限らない。評論家のコメントや講座番組における講師の話等は言語の著作物に該当しよう。

「第7小委員会報告書」と同時期に発表された「ニューメディア(CATV関係)における著作権等の処理のあり方に関する調査研究協力者会議中間まとめ」³⁰⁾(以下「協力者会議中間まとめ」と略す)は、「現在の5団体処理では、5団体の管理に属しない著作物例えば、講演、映画等について無許諾で使用しているという問題があり、現在、放送された映画の同時再送信について映画製作者は権利行使していないが、映画製作者も権利者団体に加わって区域外再送信について権利行使をしたいと考えている」と、ケーブルテレビにおける権利処理の問題点を指摘している。この状況は現在でも変わっていない。

権利行使能力を持つ団体に所属し権利主張できる権利者のみの権利を処理し、それですべての権利処理を行っているかのように装い、あとは頬かむりをしているというのが実情である。このことは、権利者側か

ら言えば、個人の権利者等は許諾権を行使する機会さえ与えられていないという不平等な状態であり、ケーブルテレビ側から言えば、いつ無許諾利用をとがめられても仕方がないという不安定な状態であるといえる。筆者が取材したところ、日本映画製作者連盟(映画連)では「権利はあるが、現在権利行使はしていない」との認識に変わらないようであるが、そのほかには、「権利行使をしていない」あるいは「権利行使をしない」と表明している権利者は見当たらない。

「権利行使をしていない」のではなく「権利行使ができていない」現状に不満を持つ権利者が存在することは容易に想像される。

5.2.2 有線放送事業者による権利処理は可能なのか

権利処理とは、権利者に対して事前にその著作物の利用の許諾を得ることである。放送の再送信は、放送と同時にそれを有線放送することである。放送の内容は多岐に渡り、そこにはさまざまな権利者が存在する。

論理的に言えば、再送信のために有線放送事業者が事前に権利者の許諾を得るためには、放送に含まれる第三者の権利情報を事前に入手する必要がある。有線放送事業者は放送内容を予知できないので権利情報は放送事業者に求めるしかない。しかし、放送事業者からすれば、すべての権利情報を事前に有線放送事業者に通知することは現実的に不可能である。また、有線放送事業者にとっても、たとえ事前に情報が入手できたとしても、再送信は放送の内容に変更を加えないで行う必要があるから、すべての権利者から許諾を得なければならない、拒否するものを出すことが許されない権利処理となる。権利情報の入手から再送信までの時間の中でこのような権利処理を行うことは不可能である。

5.2.3 放送事業者は再送信を拒否できるのか

テレビ放送は電波によって行われているので、その受信状況は地理的条件に左右される。送信所からはるか遠く離れた山の上でも受信が可能であったり、すぐ近くでもビル影障害で受信が不可能であったりする。そこで、地上波テレビの再送信については、物理的な受信の可否ではなく、放送局の免許地域を基準に、その区

域内で行う再送信を区域内再送信、免許地域外で行う再送信を区域外再送信と区別している。なお、衛星放送は日本全国を放送区域としているので区域内、区域外の問題はないが、衛星に向かってアンテナを上げられないと受信できないので、北側にしかアンテナを上げる余地のないマンションなど地理的条件によって直接受信不能のケースはある。

有線放送事業者が再送信を行うには放送事業者の同意が必要である。有テレ法には、さらに、「同意につき協議を求めたが、その協議が整わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる」(有テレ法13条3項)と規定されている。

区域内再送信は、放送局にとってもビル影障害等の都市難視に対する有効な解決策であり伝送路の複数化に過ぎないし、また、ケーブルテレビ局にとっても再送信はキラーコンテンツであるから、再送信同意に関してあまりトラブルは起こらない。ところが区域外再送信については、放送局とケーブルテレビ局との利害は必ずしも一致しない。

区域外再送信は、通常その地域では見ることのできないテレビ放送を再送信することが多い³¹⁾ものであるから、ケーブルテレビ局にとっては視聴者獲得のためのキラーコンテンツとなるが、県域を営業基盤とする地方民放局にとっては視聴機会の減少につながる問題となる。広告収入を経営基盤とする民放では、新たな視聴者の獲得や減失は、その経営基盤にかかわる問題となる。放送局の立場は、全国に系列局を持ちネットワークを完備した東京キー局とそうでない局、特に独立UHF局では、若干異なるようである。

有テレ法の大蔵大臣裁定の規定は、再送信同意をめぐるトラブル解消のためにと、1986年に制定されたものである³²⁾。以降、現在までに裁定が適用されたケースが2件ある。ひとつは、1987年山陰ケーブルテレビジョンが阪神タイガースの野球中継で有名なサンテレビジョン(兵庫県の県域UHF局)の再送信同意を求めたことに関するものであり、ひとつは、1993年、四国山脈をはさんでテレビ過疎地にあった高知ケーブルテレビがテレビ銀座といわれる瀬戸内海側のテレビせとうちの再送信を求めたことに関するものである。2件とも、大蔵裁

定は放送事業者に再送信同意をするよう命じた。

放送事業者にとって、有テレ法上の再送信同意の申し込みは拒否できなかったという事実が存在しているのが現状である。

5.2.4 著作権法と有テレ法の結節点

有テレ法と著作権法の結節点として、いわゆるマストキャリア条項、すなわち、ケーブル局が法律上の義務として行わなければならない再送信(義務再送信)の規定がある。

有テレ法13条1項はテレビ放送の「受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生する恐れがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは」、有線放送事業者は、その区域内に開設しているすべての放送事業者のテレビ放送を「そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない」と定める。

著作権法99条1項は放送事業者の再放送権及び有線放送権を定めた条文であるが、その2項に「前項の規定は、放送を受信して有線放送を行うものが法令に規定により行わなければならない有線放送については、適用しない」として、総務大臣が指定した再送信については放送事業者の権利を制限している。

ただし、これは、著作隣接権者としての放送事業者の有線放送権が働かないとしたものであって、著作権者の権利までも制限したものではない。ここで行われる有線放送が非営利無料で著作権法38条2項に該当するものでない限り、誰かが何らかの方法で権利処理をしなければならないことに変わりない。

マストキャリア条項は、いままで適用されたケースは存在しない。もし適用されたとすると、著作権者に対する権利処理は誰がするのか、さらには放送事業者の著作隣接権を制限しても行わなければならない義務再送信について、著作権者の権利は制限されなくていいのかという問題がある。

5.3 業界にくすぶる「二重取り論」

ケーブルテレビ業界関係者の間には権利者の二重取り論が根強くある。視聴者にとってテレビを見るとい

う行為は直接受信でもケーブルテレビ経由の受信でもなんら変わるところがない。ましてや、2台並べてみるということもない。それなのに、なぜケーブルテレビ経由で見るときにはケーブルテレビ事業者が著作権料を支払わなければならないのだろうかという素朴な疑問である。現行の法制及びそれに基づく権利処理ルールを仔細に観察すれば理屈では納得するのだが、それでもまだ「なんとなく釈然としない」という気持ちが残るのである。ここでは、その「釈然としない気持ち」が発生するところのものを改めて考察したい。

二重取り論を観察すると、そこにはいわば権利の二重行使論とでもいうべきものと、権利処理ルールにおける金銭的二重取り論とでもいうべきものの二通りがあり、それが渾然一体となって語られるところで「釈然としない気持ち」がさらに増幅されている。

5.3.1 権利の観点からみる「二重取り論」

著作者は、公衆送信権の中の放送権と有線放送権をそれぞれ個別に独立して行使できる。このことは放送の再送信についても当てはまる。なぜなら、著作権法38条2項は「放送される著作物を営利を目的とせず、かつ、聴衆または観衆から料金を受けない場合には、有線放送することが出来る」と定めている。これは、著作者に権利があるという前提の元に一定の条件の場合の権利の制限をしているのである。これは、再送信についても著作者の権利が個別独立に働くことの逆からの証明でもある。

それでもなお残る「映画の著作物にいったん固定されてしまった著作物の権利についても同様か」という疑問には、「5 団体訴訟」における知財高裁判決が「映画の著作物において翻案され、または複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者(いわゆるクラシカル・オーサー)については、映画の著作物の著作者とは別個に映画の著作物について権利行使することができることをいうものと解すべきである」と判示している。

テレビ再送信についての5 団体契約は、著作権者に有線放送権があることを前提に、しかも当事者間の共通理解として締結されている。それゆえ、権利者の団

体については「許諾の対価」、権利のない実演家の団体とは「補償金」と用語を使い分けている。

権利が存在するという事実と、その対価がいくらであるべきかということは別の問題である。権利の有無は法制上の問題であり、対価は当事者間の交渉の問題である。再送信については権利の対価を要求すべきでないとの主張に対し、権利者側は、「だから、5 団体契約は、極端に安い対価としている」という。

5.3.2 金銭的側面から見る「二重取り論」

包括許諾契約は、ひとつの権利者団体が、自らの管理する著作物の種類(例えば、音楽、脚本等)があるチャンネルの中で利用されることについて、そこでの管理著作物の利用をあらかじめ許諾するものである。その著作物が使われる可能性のあるチャンネルはすべて許諾契約の対象範囲内となる。使用量の多寡は関係しない。結果的に管理著作物が使われなかったとしても関係ない。包括許諾契約は、対象となる範囲を持った、著作権法上の許諾行為である。

包括許諾の対価の決め方は、一般的には、許諾を受けた側の収入を基に一定の数式で算定する方式である。ケーブルテレビの場合は、その会社が行うさまざまな事業活動のうちの「有線放送事業」による収入が計算のベースとなる。対価の決定は、双方の合意を元に、権利者団体の使用料規定として公にされる。実際に計算に使われる有線放送事業収入の数字は、ホームターミナルのリース料などを除外した数字である。

再送信について、ケーブルテレビは前述のような包括契約により放送局以外の第三者の有線放送の許諾を得ている。一方放送事業者は、放送に当たり、自らの放送が視聴者に見てもらえるよう著作者から、放送の許諾を得ている。放送局もまた、自らの番組制作と放送のためにJASRAC等と包括許諾契約を締結している。

包括許諾契約に当たり、その対価の算出にいかなる計算式を用いるかということは、その許諾の内容とは別のものであるが、放送事業者も有線放送事業者も、その事業収入を元に計算する方式をとっているために、「放送局は、その放送エリア内に視聴者が放送を視聴することを前提として権利処理をしているはずな

のに・・・』という意識が消えにくい。

5.3.3 なおそこに残る「釈然としない気持ち」

権利者が放送の許諾と有線放送の許諾を別々に行使用すること、許諾の範囲をどのように設定するかということ、その対価をいかなる計算式により算出することにするかということ、それぞれ個別独立した問題である。したがって、権利的にも、金銭的にも、現行法制上正当な権利の行使であることは明白である。

「釈然としない気持ち」が残る所以に、放送の再送信に働く著作権者の権利が、「許諾権」のままでほんとうにいいのかということあるのではないかと、筆者は考えている。

放送の再送信とは「同時、丸ごと、無変更」の有線放送である。ということは、情報の伝送路としての再送信というシステムは、個別、独立に権利を持つ著作権者がすべて「Yes」と回答することを前提に成り立っているシステムである。一方、著作権者の立場に立てば、自らの関与する著作物について「No」ということは、自らが関与しない著作物も多数ある再送信そのものを「No」ということに等しく、その権利は厳しく抑制されたものとなっているといえよう。

放送コンテンツのビデオ化などの場合は、そのコンテンツに関与する権利者の誰かが「No」といった場合、そのコンテンツの利用をあきらめる、あるいは、その部分を改変して利用するなどの手段が取れるが、再送信にはそれさえもできない。一般的な放送コンテンツの目的外利用と放送の再送信が決定的に異なるところである。

このような特性を持つ再送信であるからこそ、「権利があるのは分かるが、それでいいのだろうか」というところが釈然としないところの根底にあるのではなからうか。

6. 課題の解決に向けて

権利者は放送権と有線放送権を別々に行使用することを明白な事実とし、権利処理は公平、公正に行われるべきであるという立場に立って問題を再整理し、

解決のための筆者の意見を述べたい。

6.1 現状認識

6.1.1 再送信はなくならない

テレビ視聴者の約半数がケーブルテレビ経由でテレビを見ている事実があり、さらに、総務省が2000年6月に発表した「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会報告書」³³⁾(以下「ケーブル高度化検討会報告」と略す)のうちの「制度検討WG報告書」では、「デジタル放送時代におけるケーブルテレビについても再送信メディアとしての役割が引き続き期待されている」と予測していることから見ても、放送の有線放送による再送信はなくならない。

「同時、丸ごと、無変更」の再送信が将来にわたっても行われることを前提に、それがいかに安定的に行われるべきかを考える必要がある。

6.1.2 見直しの時期を迎えた「5団体契約」

5団体契約がケーブルテレビの発展に果たしてきた役割は大きい。テレビ放送の再送信は「ケーブルテレビ事業者が5団体契約により権利処理している」との建前の元に安定的に行われていると、多くの人が信じていた。しかし、団体に属さない権利者については、「協力者会議中間報告」が指摘した課題は放置されたままである。そして、「5団体訴訟」は、この5団体契約さえも履行していないケーブルテレビ事業者が存在することを図らずも明らかにした。

5団体契約について、「5団体訴訟」で、CS放送の再送信がこの契約に含まれるか否かが争点となった。1審の東京地裁は、CS放送の再送信も有線法上の再送信であるから5団体契約に含まれるとし、知財高裁は事実認定の問題として「含まれない」と判じた。筆者は、知財高裁の判断を妥当と考えるものであるが、翻って、なぜこのようなことが争点にならなければいけなかったのかを問題としたい。それは、たった一言、当事者が状況の変化に際し契約がカバーする範囲を文書により明確にする努力を怠ったからに過ぎない。

確かに、地上波しかなかった時代にできたこの契約書では「テレビジョン放送の再送信」としか記されて

いない。しかし、スペースケーブルネット事業者が委託放送事業者として認可されたとき、委託放送事業者とケーブル業界との間では権利問題についても協議がなされている。そのことが5団体契約に反映されていないということである。

また、ケーブルテレビ局における音楽使用は、5団体契約とJASRAC契約の2本立てである。契約のカバーする範囲が異なるので問題はないのだが、「JASRACは二つの契約で二重にとっている」とあらぬ誤解も受けている。両当事者にとって音楽の契約はひとつでも不都合はなく、分かりやすくもなる。

5団体契約は、何らかの補充作業をするなり、見直しをするなりしておく必要があるというのが、「5団体訴訟」が投げかけた課題である。

一方、IPマルチキャスト放送による地上波の再送信問題に端を発した著作権法改正の作業は、放送の再送信に関し、有線放送事業者に対する実演家とレコード製作者の権利の強化、すなわち、放送実演に関する報酬請求権の創設、商業用レコードの二次使用料の報酬請求権の範囲の拡大という方向で行われている。

このことは、少なくとも実演家に対する「補償金」が「権利の対価」に変質することであり、必然的に現行の5団体契約の見直しを迫るものである。

見直しに当たっては、その協議のテーブルをいかに設定するのか、契約とそれに基づく支払は、日本レコード協会を加えた6団体との一本化路線を継承するのか、個別の権利者団体ごととするのかなど検討事項は多い。

5団体契約の見直しは、単に契約のカバー範囲の明確化にとどまらず、再送信の権利処理に関するシステムの変更にまで及ぶ可能性がある。

6.2 課題の解決に向けて

根本的な問題が二つある。

ひとつは、著作者が放送の許諾をした場合、現実問題として同時再送信による有線放送の許諾をせざるを得ないということである。放送の許諾と有線放送の許諾は別の権利として存在することは明白な事実であるが、放送の許諾はするが同時再送信による有線放

送は許諾しないということはできない。有線放送を拒否したければ放送することを拒否するしかない。

もうひとつは、地上波テレビの再送信において、第三者の権利処理を放送事業者は有線放送事業者が行うことを条件にしているが、有線放送事業者が公平公正な権利処理をすることは不可能であるということである。

筆者は、公正で安定的な再送信のために、現実には困難な問題が横たわることを承知の上で、解決策の提言を二つ行いたい。ひとつは、筆者があるべきと思う姿であり、もうひとつは、より現実的な提言である。

6.3 解決策の提言～その1～

提言の第1は、「再送信に関しては、著作者の権利は許諾権ではなく報酬請求権とする」ことである。

これは、制度上放送の再送信に安定感をもたらす措置である。現行著作権法は、立場によって不満はあっても不備³⁴⁾は少ないといわれているが、この部分は数少ない著作権法の不備のひとつと筆者は考えている。制度の整備が必要なことは、マストキャリアひとつを考察しても明らかである。

6.3.1 マストキャリアについて

マストキャリアの積極導入については「ケーブル高度化検討会報告」でも賛否両論が併記されているが、著作権法上は、放送事業者の有線放送権の制限に過ぎない。ケーブルテレビ局が再送信の義務を課されたとき、著作者の許諾を得られなかったとしたら、ひとつの法を守るためにひとつの法に違反するというリスクを負わざるを得ない仕組みとなっている。マストキャリアを実効性のあるものにするには、著作者の権利について、それを報酬請求権にする、あるいは、制限するという措置が取られなければならない。

なお、義務再送信であることから、区域内に限定されるべきであることはいうまでもない。

6.3.2 「著作者の権利を報酬請求権とする」としたら

包括許諾契約は、権利者にとって、その権利行使の実態は限りなく報酬請求権に近いものとなっている。

テレビ再送信に関する「5団体契約」がまさにそうである。したがって、国内権利者団体があり、事前に包括許諾契約を結べる可能性のある権利者にとっては、実態が変わらない、名目上の「権利の切り下げ」が行われることになる。

一見「権利の切り下げ」と見えるこの制度は、現実的には、権利を主張したくても主張できていない、団体に所属しない権利者(ノンメンバー)への対応処置であり、かつ、有線放送事業者を無許諾の再送信から解放し、再送信の安定性を保証する措置となる。

ただし、著作者が放送の許諾を与えている背景には、その放送されるエリアが前提として存在している。そのエリア内で同時再送信されることについて報酬請求権化されることについては理解が得られるとしても、エリアを超越することがそのメディアの本質となるようなインフラを利用するような場合でも制度として著作者の「Noという権利」を奪い、放送事業者の有線放送権行使の裁量にゆだねることが適切であるかどうかは、さらに議論のいるところである。(地域限定型ともいえるケーブルテレビに関しては、5団体契約において、区域外と区域内の料率を違えることにより、既に包括的な事前許諾を与えている。)

なお、報酬請求権としたとしても、ノンメンバーが権利を行使するためのシステムを構築することはなかなか困難であり、原則的には、ノンメンバーについては放送事業者が放送の許諾を得る際に有線放送の許諾をあわせて得ることを推進するしかなかろう。その上で、立替分の回収等についてどうあるべきかを検討していくということにならざるを得ないだろう。

著作権法上、報酬請求権や補償金については単一の団体による権利行使となっていることに鑑みれば、ケーブルテレビ連盟、民放連、NHKの三者を中心に新しいテーブルを構築するか、あるいは、権利者の団体と放送事業者の団体がともに参加している現在の私的録画補償金管理協会等の既存の組織を活用することも考えられよう。

6.4 解決策の提言～その2～

提言の第2は、「再送信に関しては、放送事業者が有

線放送権の処理もしてしまう」という権利処理ルールを確立することである。

これは、法改正をしなくても可能な方法である。放送事業者が放送の許諾を得るに当たって、有線放送による同時再送信の許諾も得ておくことにすれば、少なくとも無許諾のまま再送信される著作物が存在するという状況は排除できる。放送事業者は放送に当たって必ず放送の許諾を得る作業をするのであるから、そのとき同時再送信についても了解を得ることは容易なことであろう。³⁵⁾

現在の権利処理ルールからすると、同意と許諾の条件として有線放送事業者に課されている第三者の権利処理に関する義務を、少なくともノンメンバーに関してはなくしてしまおうということである。

放送事業者の立場に立てば、従来有線放送事業者が行っていた業務を肩代わりすることであり、有線放送のための対価を有線放送事業者からどのような形で徴収していくのかという問題が残る。特に、区域外再送信の取り扱いが大きな課題となる。

6.5 悩ましい「区域内と区域外」

コンテンツビジネスにとって重要な要素である「エリア」の問題がある。コンテンツビジネスの基本はコンテンツホルダーがメディア、時間差などさまざまな条件を組み合わせてコンテンツの露出をコントロールすることで成り立っている。その大きな要素のひとつがエリアであり、言語圏、国、地域等さまざまなエリアを設定することによってそのビジネスを成立させてきた。ケーブルテレビ局が地上波放送局と同様に地域限定型のメディアとして存在していることに対し、IPマルチキャスト放送やインターネット放送は良くも悪くもエリアという概念を超越することのできるメディアである。だからこそその位置付けに苦慮するのである。

再送信におけるエリアの概念は、実際に電波が受信できるかどうかではなく、放送局の免許区域により、区域内と区域外に区別してきている。

ケーブルテレビの歴史が共同受信施設に始まったことが象徴するように、見難いテレビを何とかしてみたという欲求から始まった区域外再送信は、現在、実態

として多様なものとなっている。民放局が少ないためにその地域で見られない系列の局の区域外再送信、住民の生活圏が県境とは異なるための区域外再送信³⁶⁾、大都市圏における県域独立UHF局の放送を近隣都道府県のケーブルが行っている区域外再送信、過去の民放系列が少なかった時代に始まった区域外再送信が民放系列の完備したいまもそのまま残っている区域外再送信など、まさにさまざまである。

既に述べたように、区域内再送信については放送事業者と有線放送事業者の間にトラブルは存在しない。時として利害対立が起こるのは区域外再送信である。

話を放送局による権利処理の実現の可能性に戻そう。

放送局が、再送信に係る権利処理を有線放送事業者の義務としてきたことの一つには、放送事業者にとっては「自らの権利について無償で許諾しているのに、なぜ、有線放送のために第三者の権利についてまで自らの責任と経費負担で行わなければならないのか」ということがある。特にこの問題は、区域外再送信にとって顕著となる。

「放送事業者が有線放送権の処理をする」場合、区域内再送信については、いわば立て替えた有線放送権の対価をどのように有線放送事業者から徴収するかということに収斂することができるが、区域外再送信となると、許諾をしたくないものにまで放送事業者は協力の義務があるのかという問題が発生する。なぜなら、有テレ法の大蔵大臣裁定により再送信を認めざるを得なかったケースがあるからだ。

区域外再送信は、再送信全体が放送事業者と有線放送事業者の運命共同体としての事業ということができている中でいわば「鬼っ子」である。鬼っ子ならば抹殺してしまえという議論も成り立つが、そうはいかない個別事情もある。だとするとこれは、個別問題として解決するしかない。

区域外再送信といえども、放送事業者の「同意と許諾」のもとに行われるのであるから、「許諾をする以上権利処理の労はとる」というルールさえ確立できれば、対価の受け渡しの問題として収斂する可能性は残っている。

7. まとめ

いささか大胆な発言をすれば、「再送信にかかる権利者の権利はすべて報酬請求権とする」「再送信に係る有線放送権の処理は放送事業者による元栓処理の方向にシフトしていく」という新しいスキームの中で、金銭その他の利害得失を調整していくということにしない限り、公正、公平な権利処理はなく、また、放送の再送信を著作権法上安定的に行うことが困難である、というのが筆者の意見である。

放送の同時再送信をめぐる問題は、ひとえに、放送の伝達路の複数化への対応の問題であって、放送コンテンツの流通拡大の問題ではない。

現代社会にあって、情報の伝達路が複数化することは必須である。情報は、届けられるべき人に対して正確に届けられなければならない。そのためには、関係する伝達メディアの間に、法律的にも、技術的にも安定した関係が構築されなければならない。

放送のIPマルチキャスト放送による再送信が話題に上る今、この問題がどのように位置づけられるにせよ、再送信における権利処理を公平、公正に行う方法を構築することが必要であり、そのことが放送の伝達路として同時再送信を行う有線放送事業者の事業を著作権問題のリスクから解放することにつながると考える。

(以上)

<注>

- 1) 昭和47年7月1日法律第114号
- 2) 昭和26年4月5日法律第135号
- 3) 昭和45年5月6日法律第48号
- 4) テレビの再送信の場合、有テレ法と著作権法がそれぞれ独立して関係することとなるが、有テレ法はケーブルテレビ施設をその規模によって区分し、著作権法は、その施設が営利企業か否かによって区分するので、それぞれの法が適用されるのは、次の表の○印となる。

(端子数)		営利施設	非営利施設
許可施設 (500以上)	有テレ法	○	○
	著作権法	○	×
届出施設 (51~499)	有テレ法	○	○
	著作権法	○	×
小規模施設 (50以下)	有テレ法	×	×
	著作権法	○	×

5) 有線テレビジョン放送法施行規則第2条(定義)では、「『同時再送信』とは、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者のテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれらを再送信する有線テレビジョン放送をいう」と定義している。

また、著作権法44条2項の有線放送事業者による一時的固定は、その対象として「放送を受信して行うもの」を除いている。

本稿では、著作権法38条の制限規定の表現等も勘案し、再送信とはそもそも同時のみをいうものであるとして論を展開することにした。

6) 「部分再送信」も再送信ではあるが、「同時、丸ごと、無変更」のうち、丸ごとの要件が欠けるので、本論では対象外とした。

ラジオの部分再送信については、昭和30年代から昭和40年代にかけて「有線放送電話」が農村の情報インフラとして隆盛し、朝、昼、夕方にはラジオのニュースと地域のお知らせの放送、その他の時間は集団電話という利用が多く見られた。

7) 異時再送信とは、ローカルニュース等をケーブルテレビ局が放送と同時に収録し、別の時間にコミュニティーチャンネルで放送するような場合に使う業界の慣用語である。しかし、これは、相手方に複製を認めた番組の供給であって、再送信ではない。このような番組供給は、航空機内でのニュースの上映等でも行われている。

8) わざわざ地上波と断り書きをつけているのは、後に、CS放送のことがあるから。

9) 《加戸守行「著作権法逐条講義(四訂新版)」著作権情報センター 2002 p30》

10) 条文を示すにあたり、特に法律名を示さない場合は著作権法の条文とする。

11) 本図および用語の初出は、《青木早苗、杉村晃一「映像コンテンツの権利構造に関する制作関係者の意識調査」『メディア教育開発センター 研究報告書48』メディア教育開発センター 2004》

本図における「借り物系」とは、著作権についてである。放送コンテンツでは、著作隣接権(実演家、商業用レコード)のことに触れる必要がある。

12) 借り物系の著作者については、頒布権は有するが、その著作物が複製された映画の著作物について公衆送信権(再送信にそつていえば、その中の有線放送する権利)が直接的に及ぶのかということに疑問を呈する者もあるが、そのような権利制限規定は見当たらない。また、本稿後述の「不払いケーブル事件」判決でも否定されている。なお、借り物系については、許諾を得て複製するに当たり許諾条件をつけることができるので、権利処理実務上は、具体的な権利関係を把握しづらいところがある。

13) 再送信に関して、実演家及びレコード製作者の権利拡大が具体的に予定されているが、本論の論旨とは大きな齟齬は無いので、本論執筆時の事実関係を踏まえて論述する。

14) ケーブルテレビの業界には、1972年の公益法人日本有線テレビ連盟設立準備委員会が発足して以来、名称の変更は行われたが、現在の社団法人日本ケーブルテレビ連盟につながる組織が連続的に存在している。

15) ケーブルテレビとCATVはほぼ同義である。CATVはcommunity antenna televisionの略として使われ始めた。CATVにかかわってケーブルテレビという言葉が多く用いられるようになったのは、1990年代、年号が平成に変わってからである。年に1度開催される業界のフェアも、「フェスティバルCATV'90」から「ケーブルテレビ'91」と変わっている。本稿で取り上げている業界団体も1995年に「日本CATV連盟」から「日本ケーブルテレビ連盟」と改称している。現在、総務省の発表資料は、「ケーブルテレビ」の語を用い、その範疇に含まれるものを「自主放送を行う施設」と「再送信のみを行う施設」に区分し、さらに、各々について「許

可施設」と「届出施設」に分類している。なお、CATVの語が排除されたわけではなく、現在でも業界団体のひとつは「日本CATV技術協会」と名乗っている。

筆者は、総務省の分類にいう「自主放送を行う施設」を念頭に置き、ケーブルテレビの語を慣用的に使用しているが、これをCATVと読み替えてもなんら問題は起こらない。

16) 《著作権審議会第7小委員会『著作権審議会第7小委員会(データベース及ニューメディア関係)報告書』文化庁 昭和60年9月》全文が著作権情報センターホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)。

17) 「『都市型』とは、郵政省の『都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究会』の報告に合致した計画をさして、新聞メディアが名づけたもので、法的・制度的なものではなかったが、後に郵政省が①引き込み端子数1万以上、②双方向機能を有するものという定義を当てはめた。」《社団法人日本ケーブルテレビ連盟25周年記念誌編集委員会「日本のケーブルテレビ発達史～社団法人日本ケーブルテレビ連盟25周年記念誌～」日本ケーブルテレビ連盟 2005 p35》

18) 後にケーブルテレビ番組供給者協議会と改称、2002年解散。通称は「番協」または「番供協」という。

19) 著作権部会長は、民放連、NHK、在京民放局のいずれかの著作権部長が担当。

20) 衛星を利用したコンテンツビジネスは、直接受信(DTH=direct to home)であろうとケーブルテレビ経由であろうと、受信する顧客の総数を増やすことにある。DTHについては衛星のプラットホーム会社が、ケーブル経由についてはケーブル局が顧客管理をしているというビジネスモデルとして把握すると分かりやすい。

21) 《総務省報道資料「ケーブルテレビの普及状況」総務省ホームページ 2005年6月1日》

22) この百分率は報道資料の数字から筆者が試算したものだ。

23) 地上波テレビの再送信をしていないケーブルテレビ局は存在しない。

24) 「5団体ルール」とも言う。「5団体契約」及び次のラジオのための「4団体契約」の契約内容については、

杉村：放送の再送信とその権利処理に関する一考察

《ケーブルテレビと著作権編集委員会『ケーブルテレビと著作権 2000』社団法人日本ケーブルテレビ連盟、ケーブルテレビ番組供給者協議会共同発行 1999 p130~134》。筆者は本書の編集委員。

25) 筆者の取材結果では、デジタルBS放送については「協議中」との認識を示す関係者が多く、範囲内とも、範囲外とも断定できない。

26) 《CATV番組供給者協議会著作権部編集小委員会「CATVと著作権～番組制作・供給の手引き～(改訂版)」CATV番組供給者協議会 1990》。本書にはCATVへの供給に関する6協定の全文を収録。

27) これらの事件の詳細は次のとおり(判決文は、最高裁判所ホームページの「知的財産権判決」データベース <http://www.courts.go.jp/>)

平成16年5月21日 東京地裁判決

- ・平成13(ワ)8592等・・・成田に対する5団体訴訟
- ・平成13(ワ)8593等・・・行田に対する5団体訴訟
- ・平成13(ワ)10769等・・・銚子に対する5団体訴訟
- ・平成13(ワ)20747等・・・3社に対するJASRAC訴訟

平成17年8月30日 知的財産高裁判決

- ・平成17年(ネ)10009等・・・5団体訴訟
- ・平成17年(ネ)10012等・・・JASRAC訴訟

28) 一審被告側(ケーブルテレビ側)が上告したが、最高裁は、平成18年10月3日、上告不受理の決定。

29) 日本ケーブルテレビ事業協同組合のホームページ(<http://www.jcbc.tv/>)で、その主張等を見ることができる。

30) 《「ニューメディア(CATV関係)における著作権等の処理の在り方に関する調査研究協力者会議 中間まとめ」文化庁 1985》著作権情報センターホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)。

31) 区域外再送信の実態は多様である。このことについては、後述。

32) 前掲「日本のケーブルテレビ発達史～社団法人日本ケーブルテレビ連盟25周年記念誌～」には、制定のいきさつについて「民放連等の強い反対はあったが」(p38)との記述があるが、筆者の取材では、制定当時、反対したのはケーブルテレビ側であり民放連は賛成であったようである。もちろん現在では立場が逆。

- 33) 《ケーブルテレビの高度化に向けた検討会「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会報告書」 総務省2006》総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)
- 34) 著作物のある利用行為について何の定めもないようなケース、条文の間に論理矛盾があるようなケースを想定して「不備」という言葉を用いた。
- 35) 筆者は、某放送局の出演契約書の中に「ケーブルテレビでの同時再送信を含む」という記述を見たことがある。現在、放送事業者にとって有線放送権の処理を事前に行っておく義務は必ずしもないが、放送は必ず同時再送信が行われることを前提に、不測の事態を避けるために任意の努力をしているものといえよう。
- 36) 例えば、関門海峡を挟んだ北九州と下関、伊豆半島東海岸など、地域とは異なる生活圏、テレビ受信慣行が存在する。

【英文表記】

Study of Rights clearance on wire diffusions made upon broadcasts
Koichi Sugimura

[Abstract]

Retransmission of broadcast is performed based on Cable Television Broadcasting Law and Copyright Law. The rights clearance is performed by the blanket policy between five author's organizations and wire diffusion organizations. However, some problems that should be settled are still left behind there. In order to perform rights clearance impartially and to perform retransmission of programs without the risk on copyright, it is necessary to change author's rights into the remuneration rights from the exclusive rights.

[Key words] wire diffusion, author's right, neighboring rights, retransmission, blanket policy

表1 ケーブルテレビの権利処理

作成：杉村晃一(2006/3/10)

第7小委員会報告書の区分		現況		放送事業者の権利	元栓処理されている権利	ケーブル局が処理しなければならない権利	包括許諾契約*3			備考	
							5団体契約	JASRAC契約	4団体契約		
放送の再送信	区域内再送信	地上波テレビの再送信	区域内	無償で許諾	なし	すべての第三者の権利	○			未処理部分が残っている	
		ラジオの再送信	区域内	無償で許諾	なし	すべての第三者の権利		○	○	未処理部分が残っている	
	区域外再送信	地上波テレビの再送信	区域外	無償で許諾	なし	すべての第三者の権利	○			未処理部分が残っている	
		ラジオの再送信	区域外	無償で許諾	なし	すべての第三者の権利		○	○	未処理部分が残っている	
		BS放送の再送信			無料放送、NHKは無償 有料放送は別契約	なし ?	すべての第三者の権利 少なくとも音楽の演奏権は必要	*1			
								*1			
自主放送	供給番組	CS放送の再送信		契約による	音楽を除く第三者の権利	音楽の演奏権			○	全部処理できている	
	自主制作番組	自主編成チャンネル	供給番組		音楽を除き原則元栓処理	音楽の演奏権			○	著作隣接権の保護対象	
			自主制作番組			すべての権利*2			○	著作隣接権の保護対象	

*1 アナログ放送は含まれる。デジタル放送は協議中。
 *2 商業用レコードは許諾不要だが、二次使用料の支払い義務
 *3 「5団体」とは、JASRAC、日脚連、シナリオ作協、文芸家協会、芸団協
 「4団体」とは、日脚連、シナリオ作協、文芸家協会、芸団協

表2
再送信されるコンテンツとその権利処理
地上波テレビの再送信にかかる権利

作成：杉村晃一（2006/3/10）

再送信されるコンテンツ		権利の状況	放送事業者の隣接権	再送信に当たって必要な権利処理	カバーしている包括契約 ^{*5}	
映画の著作物 ^{*1}	制作系（モダンオーサー）	・ 著作権者の権利は映画製作者に法定帰属	○	・ 放送事業者以外の映画製作者から許諾を得る必要。		
	原作系	・ 原著作者として、映画製作者と同じ権利（28条）	○	・ すべて許諾を得る必要。	5 団体契約	
	借り物系	音楽	・ クラシカルオーサーとして有線放送の許諾権がある。 ・ 当初の契約により利用目的が限定されているケースが多いという特徴を持つ。	○	・ すべて許諾を得る必要。	5 団体契約
		それ以外		○		
	出演者	言語の著作作者	・ 借り物系として取り扱う。	○	・ すべて許諾を得る必要。	
		実演家	・ 録音の許諾をした場合にはワンチャンス主義。 ・ 放送事業者に放送の許諾をした場合には放送についてワンチャンス主義。 ・ いずれの場合も再送信について権利なし。	○	・ 権利処理不要	5 団体契約により補償金の支払
		それ以外	・ 著作権法上の権利なし。	○	・ 権利処理不要	
商業用レコード	・ レコード製作者、実演家は放送事業者に対する二次使用料の請求権はあるが、再送信については権利なし。 ・ 楽曲については、借り物系の音楽。	○	・ レコード製作者、実演家については、権利処理不要。 ・ 楽曲については許諾が必要。	楽曲については5 団体契約		
放送局の立場	・ 放送局が製作する映画の著作物は映画の製作者（29条2項） ・ それ以外は単なる利用者	○	・ 再送信の同意及び許諾を得ているので、配慮の必要なし。			
映画の著作物以外のもの ^{*2}	制作系	・ 脚本を翻案して放送する者と考えるときには、ディレクターは実演家。 ・ 脚本がないものについては、10条の例示にはない著作物の著作作者とも考えられる。	○	・ 再送信の同意及び許諾を得ているので、配慮の必要なし。		
	原作系	・ 翻案利用された著作物の著作作者として有線放送の許諾権がある。	○	・ すべて許諾を得る必要。	5 団体契約	
	借り物系	音楽	・ 許諾を得て利用された著作物の著作作者として、有線放送の許諾権がある。	○	・ すべて許諾を得る必要。	5 団体契約
		それ以外		○		
	出演者	言語の著作作者	・ 借り物系として取り扱う。	○	・ すべて許諾を得る必要。	
		実演家	・ 放送の許諾をすれば、再送信には権利なし。	○	・ 権利処理不要	5 団体契約により補償金の支払
		それ以外	・ 著作権法上の権利なし。	○	・ 権利処理不要	
商業用レコード	・ レコード製作者、実演家は放送事業者に対する二次使用料の請求権はあるが、再送信については権利なし。 ・ 楽曲については、借り物系の音楽。	○	・ レコード製作者、実演家については、権利処理不要。 ・ 楽曲については許諾が必要。	楽曲については5 団体契約		
放送局の立場	・ 製作者という概念はない。 ・ 著作物の単なる利用者とも考えられる。 ・ 脚本のないものについては、10条の例示にはない著作物の法人著作とも考えられる。 ^{*4}	○	・ 再送信の同意及び許諾を得ているので、配慮の必要なし。			
著作物でないもの（著作物が含まれないもの） ^{*3}	出演者	実演家	○	・ 権利処理不要	5 団体契約により補償金の支払	
		それ以外	○	・ 権利処理不要		
	放送局の立場	・ 製作者という概念はない。	○	・ 再送信の同意及び許諾を得ているので、配慮の必要なし。		

* 1 再送信に関しては、放送事業者の製作した映画の著作物（29条2項）も一般的な映画の著作物（29条1項）も、映画製作者の権利は同じ。
 * 2 生放送は物に固定されていないので、映画の著作物には該当しない。
 ただし、生放送を放送事業者が放送同時収録したものは映画の著作物であり、放送事業者は、その映画の著作物の製作者である。
 * 3 株式市況を文字画面のみ、あるいは文字と読み上げ音声のみで放送するような場合が考えられる。
 これにBGMをつけた場合には、「映画の著作物以外のもの」で見える。
 * 4 生放送のニュース番組等については、脚本を翻案して放送するものではないから、著作物の著作作者と考えるほうが正当であろう。
 * 5 包括契約があっても、ノンメンバーの著作物など包括契約に含まれないものがある。つまり、未処理部分が残ることに注意が必要。
 (追記) 著作権法の一部改正が2006年12月15日に成立（施行はほとんどが2007年7月1日）したが、本表はその結果を反映していない。

表3
再送信されるコンテンツとその権利処理
ラジオの再送信にかかる権利

作成：杉村晃一 (2006/3/10)

再送信されるコンテンツ		権利の状況	放送事業者の隣接権	再送信に当たって必要な権利処理	カバーしている包括契約 ^{1,2}	
生放送	原作・脚本	・翻案して放送することを許諾したものとして、有線放送の許諾権を持つ。	○	・すべて許諾を得る必要。	4 団体契約	
	許諾を得て利用する著作物	音楽	○	・すべて許諾を得る必要。	JASRAC契約	
		それ以外	○			
	出演者	言語の著作者	・放送に利用を許諾したものとして、有線放送の許諾権を持つ	○	・すべて許諾を得る必要。	
		実演家	・放送事業者に放送の許諾をした場合には放送についてワンチャンス主義。 ・再送信について権利なし。	○	・権利処理不要	4 団体契約により補償金の支払
		それ以外	・著作権法上の権利なし。	○		
	商業用レコード	・レコード製作者、実演家は放送事業者に対する二次使用料の請求権はあるが、再送信については権利なし。 ・楽曲については、有線放送の許諾権あり。	○	・レコード製作者、実演家については、権利処理不要。 ・楽曲については許諾が必要。	楽曲についてはJASRAC契約	
放送局の立場 ¹	・著作物を伝達する者。 ・番組のディレクターは、実演家に該当する。	○	・再送信の同意及び許諾を得ている。			
放送事業者による録音の録音物による放送	原作・脚本	・翻案して放送することを許諾したものとして、有線放送の許諾権を持つ。	○	・すべて許諾を得る必要。	4 団体契約	
	許諾を得て利用する著作物	音楽	○	・すべて許諾を得る必要。	JASRAC契約	
		それ以外	○			
	出演者	言語の著作者	・放送に利用を許諾したものとして、有線放送の許諾権を持つ	○		
		実演家	・実演家が放送の許諾をした場合には、それを放送事業者が録音すること、再送信することに権利はない。	○	・権利処理不要	4 団体契約により補償金の支払
		それ以外	・著作権法上の権利なし。	○	・権利処理不要	
	商業用レコード	・レコード製作者、実演家は放送事業者に対する二次使用料の請求権はあるが、再送信については権利なし。 ・楽曲については、有線放送の許諾権あり。	○	・レコード製作者、実演家については、権利処理不要。 ・楽曲については許諾が必要。	楽曲についてはJASRAC契約	
放送局の立場	・著作物を伝達する者。 ・録音物についてはレコード製作者となる。 ・番組のディレクターは実演家に該当する。	○	・再送信の同意及び許諾を得ているので、配慮の必要なし。			
放送事業者以外の者の録音による録音物の放送	原作・脚本	・翻案して放送することを許諾したものとして、有線放送の許諾権を持つ。	○	・すべて許諾を得る必要。	5 団体契約	
	許諾を得て利用する著作物	音楽	○	・すべて許諾を得る必要。	JASRAC契約	
		それ以外	○			
	出演者	言語の著作者	・放送に利用を許諾したものとして、有線放送の許諾権を持つ			
		実演家	・最初の録音に関してはワンチャンス主義は適用されないので、放送事業者は放送の許諾を得る必要がある。 ・放送の許諾を得た実演に関しては、再送信に権利がない。	○	・権利処理不要	4 団体契約により補償金の支払
		それ以外	・著作権法上の権利なし。	○	・権利処理不要	
	商業用レコード	・最初の録音者による録音権処理が必要。ただし、放送用コンテンツとして製作される場合には、放送事業者の包括契約が適用される。 ・レコード製作者、実演家は放送事業者に対する二次使用料の請求権はあるが、再送信については権利なし。 ・楽曲については、有線放送の許諾権あり。	○	・レコード製作者、実演家については、権利処理不要。 ・楽曲については許諾が必要。	楽曲についてはJASRAC契約	
放送局の立場	・その録音物の単なる利用者。 ・著作物を伝達するもの	○	・再送信の同意及び許諾を得ている。			

* 1 ニュース原稿が著作物であって、それをアナウンサーが口述していると捉えるのが正当であろう。

* 2 包括契約があっても、ノンメンバーの著作物など包括契約に含まれないものがある。つまり未処理部分が残ることに注意。

(追記) 著作権法の一部改正が2006年12月15日に成立(施行はほとんどが2007年7月1日)したが、本表はその結果を反映していない。